



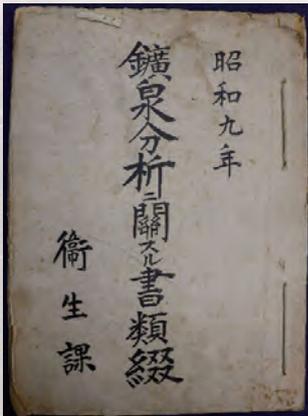
「大正12年改 噴気孔臺帳 秘」



「大正4年 鑛泉分析成績書綴」



「明治44年改 鑛泉臺帳」



「昭和9年 鑛泉分析 二関スル書類綴」



「大正15年 鑛泉分析 二関スル書類綴」



「大正2年度 鑛泉分析成績書綴」

背景：「大分縣写真真帖(明治40年)」(久住硫黄館)

## 戦前の温泉関係文書

公文書館には、戦前の温泉の掘削・設置に関係した資料として『鑛泉(二)つせん分析成績書綴』・『鑛泉分析二関スル書類綴』・『鑛泉分析二関スル書類綴』29冊(1)、『明治44年改 鑛泉台帳』1冊、『大正12年改 噴気孔台帳秘』1冊が残されています。

『鑛泉分析成績書綴』『鑛泉分析二関スル書類綴』『鑛泉分析二関スル書類綴』には、明治四五年(一九二二)年六月五日に制定された『鑛泉取締規則』(2)に沿って出願された鑛泉分析成績書、温泉名・湧出地・出願人名・出願人住所などが記入された文書が綴じられています。

当初、別府地域の湧出地からの出願が多く、別府町は用紙を準備していたようです。時代が進むにつれて湧出地在住者以外からの出願や県内各地の湧出地の出願がみられます。年によっては新たな調査結果が加えられています。『昭和9年 鑛泉分析二関スル書類綴』には、内務省衛生局から温泉地の宿泊施設や交通の便などの照会に対して、各地の状況の回答が綴じられています。

『明治44年改 鑛泉台帳』の表紙には「規則発布前ノモノ」と朱書きされ、明治三九(一九〇六)年〜大正二年(一九一三)五月までの温泉成分分析結果が綴じられています。

『大正12年改 噴気孔台帳 秘』は、大正一一(一九二二)年一〇月一四日、取締規則に出願を要するものとして「噴気孔ヲ掘削シ蒸気ヲ噴出セシムルモノ」が追加された(3)ことで作成されたと思われる、昭和三〇年代までの書き込みがあります。大正八(一九一九)年、海軍中将山内万寿治が地熱用噴気孔掘削に成功しています。

### 【出典】

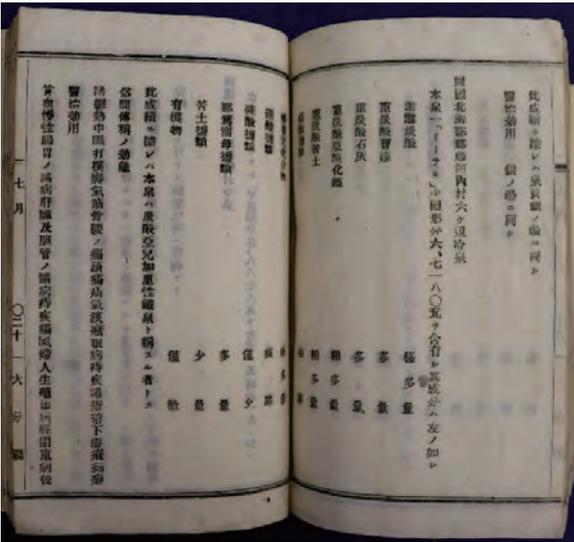
- (1) 大正一了昭和一八(一九一三〜一九四三)年を所蔵(但し昭和二三、一四年は所蔵せず)
- (2) 『大分県報 明治四十五年』
- (3) 『大分県報 大正十一年』

## 温泉保護と適正利用に向けての 調査開始

西洋文化の流入により医学・衛生面からの温泉調査が始まりました。所在地の把握が中心であった調査も化学的成分分析が必須となります。

明治二〇（一八八七）年七月六日、県報に19か所の温泉・冷泉の初めての成分分析結果「大分県鉱泉試験成績及医治効用書」が報告されました。成分分析結果・俗間伝承の効能・医治効用が書かれています。県報への掲載は明治二二（一八八九）年までの三回(1)ですが、その後も調査と公表は続けられ、様々な書籍・パンフレット・絵図に引用されています。

内務省への県政の定期報告でも温泉について述べており、明治二〇（一八八七）年七月〜一二月分の報告に「温泉は各所に湧出し浴客が絶える



「大分県報 明治二十年（三）」  
六ヶ迫冷泉の鉱泉試験成績

ことなく賑わっているが、それは伝承による根拠のない理由からだ。そこで浴客が多い温泉の分析を行い、検査結果を印刷して頒布した(2)と書かれています。

明治二五（一八九〇）年四月二九日〜五月七日、速見郡へ出張した大分県衛生課技手の五十川徹夫が提出した復命書(3)には当時の調査の様子が記されています。伝染病対応協議のため現地の医師を招集しましたが悪天候で集まらず、対策を指示して現地分析調査に向いましたが雨水が流入、翌日再びトライ、予定外の検査希望を受けての実施など、日出・乙原・鶴見・鍋山・明礬・塚原をまわる出張でした。

温泉地として有名になるにつれて温泉資源が無限ではないことも県行政における懸念事項となってきました。明治四四（一九一〇）年七月の一三代知事千葉貞幹（ちばていかん）から一四代知事昌谷彰（さかやあきら）への任期中の県政の進捗や課題が記されている引継書の中に、「鉱泉取締規則制定ノ件」として「乱掘による弊害が顕著となり取締法制定に向けて調査中である」(4)と書かれ、温泉の利用と保護が課題となっており、その対策に取り組んでいたことがわかります。戦前は温泉の利用に関するものは地方長官（府県知事）に任されていたのです。

そして明治四五年（一九一〇）年六月五日、大分県では「鉱泉取締規則」が昌谷彰知事により制定(5)されました。許可が必要なケース、県による温泉の成分分析成績書の提出が必要なこと、浴場の設置基準、ミョウバンなどの鉱泉副産物販売に関する規定、許可取消、無許可の鉱泉への罰則などが定められ、乱掘への歯止め、浴場や宿泊施設の衛生状況の向上が図られました。





## 記録史料保存セミナーの開催

令和7年11月20日(木)に、大分県歴史資料保存活用連絡協議会と別府大学の共催による「記録史料保存セミナー」を開催しました。

市町村の文書管理や文化財の担当者をはじめ、一般県民の方々、別府大学の学生ら47名にご来場いただき、2つの講演と、針谷別府大学教授、講師2名に参加者も加わった意見交換を行いました。



## 「公文書館のない基礎自治体のアーカイブス管理と活用」

香川県立文書館専門職員 嶋田典人氏

香川県における公文書関係の例規の整備や、同県内外の自治体の公文書管理の体制・ルール作りに関わってきたご経験をもとに、自治体がアーカイブス機能を備えるうえで考慮すべきポイントなどを具体的に紹介くださいました。

歴史資料として重要な公文書を適切に収集・選別し、県民、職員に活発に利用されるため、目途に挙げておくべき制度や組織・人材のあり方、さらには公文書館施設のスタイルの提案などのお話があり、大変有益な情報を得ることができました。

## 「歴史史料を後世に残すために」

大分県立芸術文化短期大学

名誉教授 吉良 國光氏

人々が活発に活動して社会が変動していけば、先

人の「活動の痕跡」や「創造した物」である貴重な歴史資料が失われることに繋がる、との警鐘に始まり、現代における史料の保存の困難性について、ご自身の活動をもとにお話をいただきました。

大分県内や福岡県内で、実際に現地調査を行った具体的な経過を一つ一つ紹介いただき、調査・研究の活動こそが貴重史料の発見や保存に結び付く、とのお話に、参加者も聞き入っていました。

## 出張展示を開催しました

当館は、歴史資料として重要な公文書などの記録を収集、整理、保存し、文化遺産として後世に伝えることを目的に平成7年2月に開館し、昨年は開館30周年を迎えました。

所蔵する資料は、多くの方に閲覧など利用していただくことが公文書館の使命の一つですが、行政の文書が中心なこともあって、限られた方々の利用にとどまっているのが実態です。

そこで、公文書館から資料を持ち出して皆さんにご覧いただく「出張展示」を、令和8年1月21日から3月26日にかけて、大分県庁舎本館1階県民室において開催しました。

展示テーマを『成立期の大分県』とし、大分県のルーツを感じていただくとともに、公文書管理の意義を一言していただける公文書（レプリカ）などを紹介しました。



## お知らせ

当館は、明治期以降の大分県に関する資料を収蔵しています。所蔵資料の利用や大分県に関すること、お調べになりたいことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

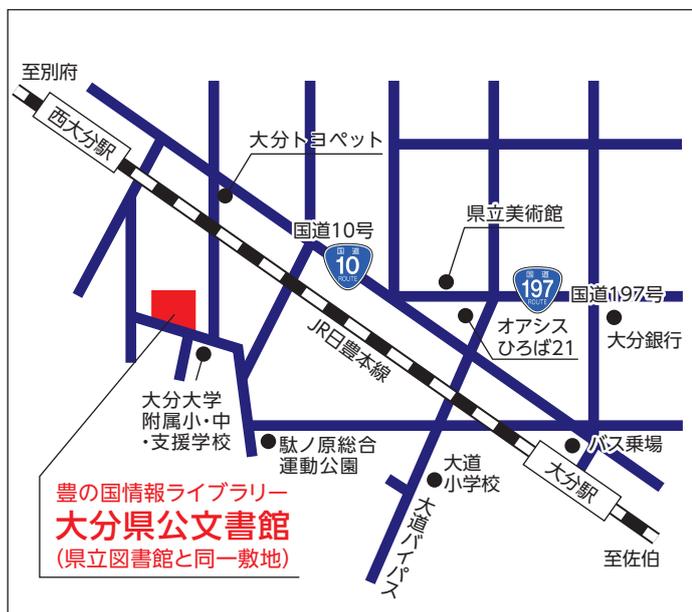
なお、資料の利用制限審査のため、利用するまでに日数を要する場合があります。できるだけ、来館前に目的の資料内容等についてご相談ください。

## 利用案内

利用時間▶午前9時～午後5時

休館日▶日曜日・月曜日・年末年始・特別整理期間・

国民の祝日(日曜日または月曜日と重なった場合は火曜日)



編集・発行

大分県公文書館 〒870-0008 大分市王子西町14番1号  
 TEL▶097-546-8840 FAX▶097-546-8849  
 H P▶https://www.pref.oita.jp/site/346/  
 Mail▶a11103@pref.oita.lg.jp  
 発行日▶令和8(2026)年3月26日